

令和5年9月議会

議案説明資料

議案第197号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

P 1～13

消 防 局

議案第 197 号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正等に伴い、急速充電設備の全出力の上限等に関する基準を改める等の必要があるもの。

2 改正内容

- (1) 急速充電設備に係る規定の改正（第11条の2関係）
 - ① 急速充電設備の全出力の上限を撤廃
 - ② 分離型の急速充電設備及び充電ポストに関する規定の整備
- (2) 蓄電池設備に係る規定の改正
 - ① 蓄電池容量の単位等の変更（第11条及び第13条関係）
 - ② 消防署長への設置の届出の変更（第44条関係）
- (3) 喫煙等に係る規定の改正（第24条及び別表第6の2関係）
 - ① 図記号の国際標準化等
 - ② 「喫煙所」標識の代替標識の整備
- (4) 教育担当者の選任等に係る規定の改正（第42条の4及び別表第7の2関係）

教育担当者の選任等に関する条文を削除

(5) 固体燃料を使用する器具に係る規定の改正

炭火焼き器と周囲との離隔距離に関する規定の追加（別表第3関係）

(6) その他

その他所要の規定の整備（第16条関係）

3 施行期日

(1) 喫煙等、教育担当者の選任等、その他 公布の日

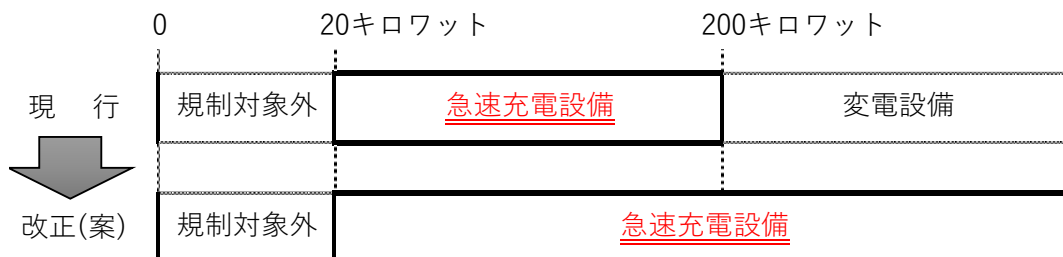
(2) 急速充電設備 令和5年10月1日

(3) 蓄電池設備、固体燃料を使用する器具 令和6年1月1日

【参考資料】

■急速充電設備（電気自動車等に短時間で充電する設備）

- 全出力の上限を撤廃



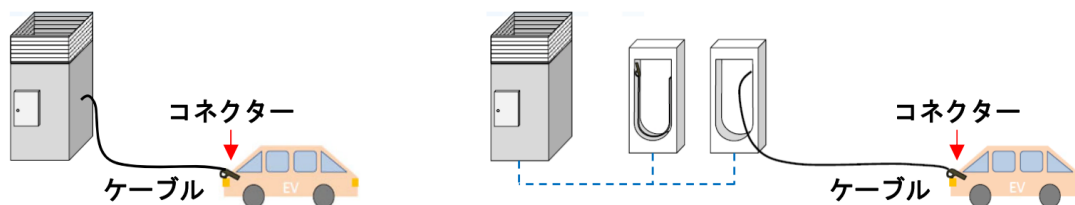
- 充電ポストに関する規定の整備

一体型

分離型

設備本体

設備本体 充電ポスト

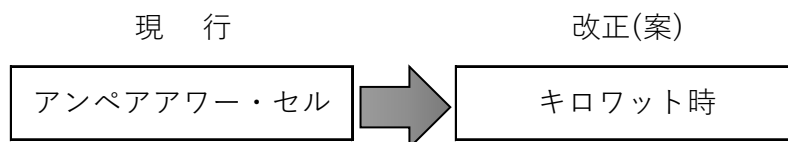


充電ポスト：コネクタ及び充電用ケーブルで収納する設備で変圧する機能を有しないもの

コネクタ：充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの

■蓄電池設備（家庭用、携帯電話基地局、消防用設備等の非常電源などに使用）

- 単位の変更



- 消防署長への設置の届出の変更

20キロワット時以下のものを設置する場合、届出不要に。

■喫煙等の標識

● 図記号の国際標準化等



● 「喫煙所」標識の代替標識の整備

健康増進法に規定する喫煙専用室標識



「喫煙所」の標識及び図記号

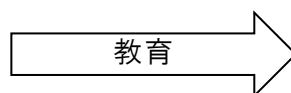


設置不要

■教育担当者

管 理 会 社 等
(防火管理業務を受託)

防火教育担当者



社員



(防火管理業務に従事する者)

防火教育担当者になるために必要な要件

現行：防火・防災管理業務講習修了者



改正(案)：甲種防火管理講習修了者

■固体燃料を使用する器具 (炭火焼き器)

● 周囲との離隔距離を規定

周囲の仕上げ	必要な離隔距離			
	上方	側方	前方	後方
不燃以外の場合	100cm	50cm	50cm	50cm
不燃の場合	80cm	30cm	—	30cm

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

旧	改正（案）
<p>第1条～第10条の2（略） （変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式_____のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10)（略）</p> <p>2・3（略） （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 <u>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p>第1条～第10条の2（略） （変電設備）</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次_____に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 変電設備(消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式<u>(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)</u>のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)の2 _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10)（略）</p> <p>2・3（略） （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 <u>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により</u></p>

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (3) (略)
- (4) 雨水等の浸入防止の措置を講じること。
- (5) (略)
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。
- (8)～(10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講じること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講じること。
- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただ

構成される急速充電設備をいう。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの、消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているもの及び充電ポストを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- (2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、充電ポストにあつては、この限りでない。
- (3) (略)
- (4) その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講じること。
- (5) (略)
- (6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講じること。
- (8)～(10) (略)
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講じること。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただ

し、コネクタに十分な強度を有するもの
_____にあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵している
ものにあつては、当該蓄電池_____
_____について次に
掲げる措置を講じること。

ア～エ (略)

(17)・(18) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電
槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル
未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐
酸性の床上又は台上に、転倒しないように設け
なければならない。ただし、アルカリ蓄電池を
設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又
は台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける
蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につい
ては、第10条第4号並びに第11条第1項第1
号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を
準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防
止の措置を講じたキュービクル式のものとしな
なければならない。

し、_____十分な強度を有するコネク
ターにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵している
ものにあつては、当該蓄電池（主として保安
のために設けるものを除く。）について次に
掲げる措置を講じること。

ア～エ (略)

(17) 充電ポストに蓄電池（主として保安のため
に設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

第12条 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット
時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時
を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電
池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関す
る基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定
めるものを除く。以下同じ。）は、地震等によ
り容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造
とすること。

2 開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備にあつて
は、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒
しないように設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、屋内に設ける
蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準につい
ては、第10条第4号並びに第11条第1項第1
号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を
準用する。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、屋
外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設け
る電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止
措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定め

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

第14条・第15条 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう_____。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第17条～第23条 (略)

(指定場所における喫煙等の制限)

第24条 次の各号に掲げる場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りではない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 前項の場合において、あわせて別表第6の2に定める図記号による標識を設けなければならない。

4 第1項各号（第3号を除く。）に掲げる場所で同項の規定により消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

るもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

第14条・第15条 (略)

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

第17条～第23条 (略)

(指定場所における喫煙等の制限)

第24条 次_____に掲げる場所で消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りではない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 第1項各号（第3号を除く。）に掲げる場所で同項の規定により消防長が指定する場所を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置並びに当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識及び別表第6の2に定める図記号による標識の設置

5 (略)

第24条の2～第42条の3 (略)

(教育担当者の選任等)

第42条の4 法第8条に規定する防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に規定する防火対象物又は小規模地下駐車場の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防火管理業務受託者」という。)は、防火管理業務を担当する防火対象物及び小規模地下駐車場ごとに、消防長が行う防火管理業務及び防災管理業務に関する講習(以下「防火・防災管理業務講習」という。)を受けた者のうちから防火管理業務に関する教育の担当者(以下「防火教育担当者」という。)を定め、防火管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければならない。

2 防火管理業務受託者は、防火教育担当者に対して、防火・防災管理業務講習を当該資格を取得した後5年以内ごとに受けさせなければならない。

3 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条に規定する防災管理上必要な業務(以下「防災管理業務」という。)の一部を令第4条の2の4に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防災管理業務受託者」という。)は、防災管理業務を担当

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、消防長が指定する日本産業規格又は国際標準化機構が定める規格に適合するものとしなければならない。

5 (略)

第24条の2～第42条の3 (略)

第42条の4 削除

する防火対象物ごとに、防火教育担当者のうちから防災管理業務に関する教育の担当者を定め、防災管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければならない。

第42条の5～第43条の2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備_____

(14)・(15) (略)

2 (略)

第45条～第50条 (略)

別表第1・別表第2 (略)

第42条の5～第43条の2 (略)

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次_____
__に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) (略)

2 (略)

第45条～第50条 (略)

別表第1・別表第2 (略)

(旧)

別表第3

種類					離隔距離 (cm)					備考	
					入力	上方	側方	前方	後方		
(略)											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	(略)	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	二	0		
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	二	0		
	上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	二	250	200	300		200
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	二	150	100	200		100
					使用温度が300℃未満のもの	二	100	50	100		50
(略)											

備考 (略)

改正 (案)

別表第3

種類				入力	離隔距離 (cm)				備考		
					上方	側方	前方	後方			
(略)											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4	(略)	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	二	0		
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	二	0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	100	50	50	50		
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	二	80	30	二	30		
	上記に分類されないもの				使用温度が800℃以上のもの	二	250	200	300		200
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	二	150	100	200		100
					使用温度が300℃未満のもの	二	100	50	100		50
	(略)										

備考 (略)

別表第4～別表第6 (略)

別表第6の2

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示	(略)	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示	(略)	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示	(略)	記号は黒、地は白

別表第7 (略)

別表第7の2

区分	講習の名称	手数料の額
(略)		
規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習及び規則第51条の7第1項に規定する防災管理再講習を併せて実施する講習	防火・防災管理再講習	4,000円
第42条の4第1項及び第2項に規定する防火・防災管理業務講習	教育担当者講習	9,000円
規則第4条の2の14第1項に規定する自衛消防業務新規講習	自衛消防業務新規講習	40,000円
(略)		

別表第8 (略)

別表第4～別表第6 (略)

別表第7 (略)

別表第7の2

区分	講習の名称	手数料の額
(略)		
規則第2条の3第1項に規定する甲種防火管理再講習及び規則第51条の7第1項に規定する防災管理再講習を併せて実施する講習	防火・防災管理再講習	4,000円
規則第4条の2の14第1項に規定する自衛消防業務新規講習	自衛消防業務新規講習	40,000円
(略)		

別表第8 (略)